

## 第7回独立行政法人農林漁業信用基金漁業信用保険業務運営委員会 議事概要

### 1 開会の日時及び場所

- (1) 日時 平成31年3月13日(水) 10時30分
- (2) 場所 東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル11階  
独立行政法人農林漁業信用基金 第3・4会議室

### 2 出席者

#### (1) 運営委員

出資者：木村委員、金野委員、斉藤委員、佐竹委員、下山委員  
学識経験者：阿部委員、碓委員、亀田委員、竹田委員、山下委員

(出資者・学識経験者別 五十音順)

#### (2) 信用基金

今井理事長、石井副理事長、出倉総括理事、森島理事、伊佐理事

#### (3) オブザーバー(主務省)

清水水産庁漁政部水産経営課課長、村上財務省大臣官房政策金融課課長補佐

### 3 提出議案

- (1) 平成31年度年度計画(案)について(議決事項)
- (2) 漁業信用保険料率算定委員会の結果について
- (3) 漁業信用保険業務運営の検証委員会の結果について
- (4) 漁業信用保証・保険制度の利用促進について
- (5) その他

### 4 議事経過の概要及びその結果

信用基金から上記3(1)の議案について説明がなされた後、審議が行われ、原案どおり承認された。また、これ以外の議案についても、信用基金から説明がなされた。

運営委員からの主な質問等は、以下のとおり(◎印は、運営委員会の開催に先立って、運営委員から書面にて提出された質問等)。カッコ内は、これに対する信用基金の説明。

#### 【質問等】

#### (1) 平成31年度年度計画(案)について

○ コープビルの建て替えに伴う事業所の移転のスケジュールいかに。平成32年度の年度計画に記載する必要があるのか。

(平成32年の秋には事務所の仮移転を行うことが必要。このため、平成32年度年度計画に、必要な事項を盛り込む予定。移転に当たり、信用基金内にチームを組織して、計画的に取組。)

以下、運営委員会の開催に先立って、運営委員から書面にて提出された質問等

◎ 経費支出の抑制について、「役職員に対し、費用対効果等のコスト意識を徹底させる」とあるが、平成31年度の具体的なテーマはあるか。このような計画は一般的又は抽象的になりがちであるため、具体的なケーススタディで行っていくことが必要。

(漁業信用保証保険制度において、コスト面だけを意識することは制度上困難であるが、費用対効果とのバランスは考えていくことが必要。保険事故の増大につ

ながらない事項であれば、事務の簡素化を図っていくことも考えられる。今後、協会における取組なども教えてほしい。）

(2) 漁業信用保険料率算定委員会の結果について

- 今般の運営委員会のように、信用基金の内部の状況や検討プロセスについて積極的に報告しようとする姿勢を評価したい。
- 気候変動の影響等により、今後、事故率が増加することが予想される。保険収支に影響を与えないように留意しつつ、低位の保険料率を維持されたい。
- 近代化資金のうち20トン以上の区分については、今後の見直しの対象になると考えられるが、保険料率を見直せば、今後の保険収支に影響を与える。慎重に対応することが必要。  
( 漁業信用保険事業は、政策的に低位な保険料率とするため、国から交付金を受けている。保険料率算定委員会においては、交付金を含む保険収支を踏まえて、保険料率についての検証を行っている。保険料率の在り方について、今後、関係者とも意見交換。 )
- 保険収支は過去10か年累計により検証しているが、どの程度の期間で収支均衡することを目指すのかについての基準が必要でないか。  
( 本年度は、東日本大震災に起因する保険金支払等の異常年が続いた第2期中期目標期間と、おおむね平常の状態であったと判断される第3期中期目標期間を合わせた10か年累計により、保険料率の検証を行った。今後も、恣意的な期間の取り方とならないように留意。 )

以下、運営委員会の開催に先立って、運営委員から書面にて提出された質問等

- ◎ 保険料率について、積極的に見直しを行うべき。特に養殖や水産加工については、事故率が高いことから、他の漁業とは別立てにすることが必要でないか。  
( 養殖や水産加工の事故率は高いが、保険料率に直ちに反映することには種々の課題。漁業の現状を踏まえ、今後も保険料率算定委員会において議論。 )

(3) 漁業信用保険業務運営の検証委員会の結果について

以下、運営委員会の開催に先立って、運営委員から書面にて提出された質問等

- ◎ 平成23年5月の漁業信用基金協会業務方法書(例)の改正により、事業資金や生活資金の所要資金制限が廃止され、8割融資から10割融資となった。これも、部分保証の形骸化につながった要因。  
( 平成21・22年の漁業緊急保証対策事業のほか、御指摘の点も、部分保証の利用低下につながった要因の一つという意見があることは承知。部分保証は、信用基金において主体的な取組が可能な制度ではないことから、基金協会や融資機関の今後の取組を注視。 )

(4) 漁業信用保証・保険制度の利用促進について

- 養殖業者は、保証無しで融資を受けたいと考えている。近年、経営状態の悪い養殖業者が減って、経営状態の良い養殖業者が増加したことも、保証・保険制度の利用が低下している要因の一つではないか。
- 近代化資金を利用する場合には利子助成があるため、保証制度を利用するとしても、市中金融機関の融資条件と比べて遜色ないと認識。保証・保険制度の利用

促進の余地があるのではないか。

- 水産加工業向け融資が低下しているのは、保証・保険制度の利用が低下しているのと同じ理由と思われる。漁業者にとってプラスとなる水産加工業者を選び、融資や経営の提案を行っていくことが必要。水産加工業者に対しても積極的に融資・保証が行われるよう、意識改革が必要。

( 本件については、関係者の間で検討会を立ち上げて議論することを予定。検討会で議論した結果等については、次回の運営委員会において報告。)

(5) その他

- 全国漁業信用基金協会の一部の支所では、少人数で業務を実施。今後、各基金協会や支所に対して、信用基金が指導的役割を果たすことを期待。

5 閉会の日時 平成31年3月13日(水) 12時04分

以上